

平成15年度日本エイズストップ基金配分の募集について

日本エイズストップ基金は、募金活動、チャリティ事業及び個人の寄付等のエイズ対策に関する金銭的支援の受け皿として、平成5年4月に（財）エイズ予防財団内に設置されました。日本エイズストップ基金は、毎年皆様からお寄せいただいた寄付金を、エイズ患者・HIV感染者への支援等に取り組んでいるボランティア団体に配分しています。配分先及び配分額については、日本エイズストップ基金運営委員会において決定いたします。

因みに、平成14年度第10回までの配分実績は、延べ359団体、2億811万7千円となっています。

日本エイズストップ基金は、昨年6月の第10回配分に続いて、本年第11回目の基金配分を予定しています。これにあたり別紙の要領で基金の配分を希望する団体を募集しますのでお知らせいたします。

(別紙)

平成15年度 日本エイズストップ基金

配分の募集について

日本エイズストップ基金は、募金活動、チャリティ企業及び個人の寄付等のエイズ対策に関する金銭的支援の受け皿として、平成5年4月に財団法人エイズ予防財団内に設置されました。日本エイズストップ基金は、毎年皆様からお寄せいただいた寄付金を、エイズ患者・HIV感染者への支援等に取り組んでいるボランティア団体に配分し、団体が行う事業の経費への助成を行っています。配分先及び配分額については、日本エイズストップ基金運営委員会において決定いたします。

日本エイズストップ基金は昨年6月の第10回配分に続いて、本年第11回目の基金配分を予定しており、これに当たり下記の要領で基金の配分を希望する団体を募集します。

記

1 配分の対象となる団体

配分の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします（法人であることを要しません。）。

- ①エイズ対策の推進を目的とする事業を遂行するために十分な能力を有すること。
- ②特定の団体の利益を図るような運営を行わないこと。
- ③1年間の事業費の合計が3,000万円を超えないこと。
- ④エイズ対策の推進について不相当と認められる行為がないこと。
- ⑤国又は地方公共団体の機関ではないこと。

なお、平成14年度に配分を受けている団体にあつては、所定の期間内に配分対象事業の「事業完了報告書」の提出がない場合は、今年度の配分は受けられません。

2 配分の対象となる事業

今回の配分の対象となる事業は、エイズ対策を推進するための事業であつて、次のいずれかに該当するものとします。

- A エイズ患者・HIV感染者に対する社会的支援事業
- B エイズ患者・HIV感染者等に対する電話相談事業
- C エイズ予防に関する啓発普及事業

なお、上記に該当する事業であっても、次の各号に該当するものについては、配分の対象となりません。

- ①特定の事業者の利益を図ることを目的として行われる事業

- ②営利を目的とする事業
- ③政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業
- ④他の団体等への資金の援助、助成等を内容とする事業
- ⑤配分実績が原則として5年を超える事業（電話相談事業を除く。）
- ⑥その他基金において不相当と認める事業

3 配分の実施概要

- (1) 配分の対象となる事業は、1団体につき1事業とします。
- (2) 配分の対象となる経費は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に行われる事業の経費とします。この期間内であれば、配分の決定以前に行われた事業の経費についても配分の対象とします。また、事業が平成16年4月以降も継続する場合にあっては、上記の期間に行われたものの経費が今回の配分の対象となります。
- (3) 配分額は、団体の年間事業予算額の1/2を超えない額とし、上記経費のうち基金が認めた額とします。なお、今回の配分予定総額は1,500万円程度です。
- (4) 配分の決定に当たっては、次の点を勘案します。
 - ・行政の事業には馴染みにくいこと。
 - ・被益範囲の広いこと。
 - ・コストパフォーマンスが高いこと。
 - ・事業の緊急性、必要性が高いこと。
 - ・事業に独立性、発展性がみられること。

4 申請手続

配分を希望する団体は、別添様式による配分申請書に関係書類を添えて提出期限までに基金あて提出してください。

提出期限：平成15年3月31日（月）

（郵送の場合は平成15年3月31日の消印まで有効。）

なお、配分申請書は、配分決定に当たっての審査の基礎資料となりますので、内容について変更が生じることのないよう、十分に検討の上で作成して下さい。

5 配分金の交付手続

基金は、配分決定の後、配分を受けることとなった団体に対し、配分決定通知書を交付します。

配分決定通知書を受領した団体は、所定の日までに配分金支払請求書を基金に提出していただきます。配分金は、その際指定された銀行口座に振り込まれます。

6 留意事項

- (1) 配分金を配分対象事業を行うための経費以外の用途に使用しないでください。

- (2) 配分決定後に、配分対象事業の内容、実施方法、収支予算その他重要な事項について変更を生じたときは、速やかに基金にその旨を届け出て下さい。
- (3) 配分決定後に、配分対象事業が中止又は取りやめとなったときは、速やかに基金にその旨を届け出るとともに、既に配分金を受領している場合には直ちに基金に返還して下さい。
- (4) 基金は、必要と認めたときは、団体から事業の進捗状況に関する報告書を提出させ、又は団体に対して指導及び調査を行うことができるものとします。

7 事業完了報告の提出

配分を受けた団体は、事業完了後速やかに事業完了報告書を提出し、配分金の清算報告を行っていただきます。

報告書提出の最終期限：平成16年4月30日（金）

（郵送の場合は平成16年4月30日の消印まで有効。）

なお、上記期限までに事業完了報告書の提出がない場合、次回（平成16年度）の配分が受けられなくなることがあります（8を参照）。

8 配分決定の取り消し等

配分決定後、次の各号の1に該当すると認められる場合には、配分金の全部又は一部の返還、次回（平成16年度）配分対象団体からの除外等、必要な措置を採ることがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により基金の配分を受けたとき。
- (2) 配分の条件に違反したとき。
- (3) 6の(4)の調査等について、特別の理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (4) 7による事業完了報告書の提出を特別の理由なく怠ったとき。
- (5) その他違反行為が認められるとき。

なお、詳細につきましては、日本エイズストップ基金運営部までお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》

財団法人エイズ予防財団 日本エイズストップ基金運営部 担当：永井

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-11

寺山パシフィックビル4階

TEL：03-3592-1180（直通）

FAX：03-3592-1243